

滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県および市町の消費生活相談窓口の機能の強化その他消費者行政の活性化に向けた事業を平成24年度においても継続して実施できるようにするため、滋賀県消費者行政活性化基金条例(平成21年滋賀県条例第20号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の効力の期限を「平成24年12月31日」から「平成25年12月31日」に改めることとします。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。

滋賀県消費者行政活性化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

議第 号

滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成23年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
滋賀県消費者行政活性化基金条例(平成21年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。
付則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。